

## 第七章 国務大臣等

二四七 国務大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並

びに政府特別補佐人の出席要求は、委員長から直接これを行うのを例とする

内閣総理大臣その他の国務大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人の出席要求は、成規の手續を省略して、委員長から直接これを行うのを例とするが、成規の手續により、議長を経由してこれを行った次のような例もある。

第十回国会電気通信委員会（昭和二十六年五月三十一日）において、電話設備費負担臨時措置法案の審査に当たり、大蔵大臣池田勇人君の出席を求めるとを議決し、議長を経由して文書をもつて出席要求を行った。

その他同例がある。

（注）国会法第七十一条は、当初「委員会は、議長を経由して国務大臣及び政府委員の出席を求めることができ

る。」と規定していたが、第四百四十五回国会における国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律（平成十一年法律第百十六号）の制定により、次のとおり改正された。

まず、第四百四十六回国会召集日（平成十一年十月二十九日）からは、政府委員制度の廃止に伴い、「委員会は、議長を経由して内閣総理大臣その他の國務大臣並びに内閣官房副長官及び政務次官並びに政府特別補佐人の出席を求めることができる。」と改められ、次に、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行日（平成十三年一月六日）からは、省庁再編に併せて副大臣等が設置されたことに伴い、「委員会は、議長を経由して内閣総理大臣その他の國務大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人の出席を求めることができる。」と改められた。

なお、政府委員は、國務大臣の答弁を補佐するため議院の会議又は委員会に出席することができたが、国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律（平成十一年法律第百十六号）による国会法第六十九条の改正により、政府委員制度は廃止された。この改正により、従来、政府委員に任命されていた者のうち、内閣官房副長官及び政務次官（平成十三年一月六日の政務次官廃止後は、副大臣及び大臣政務官）については、明文の規定をもって議院の会議又は委員会に出席できるととなり、人事院総裁、内閣法制局長官、公正取引委員会委員長及び公害等調整委員会委員長については、内閣は、両議院の議長の承認を得て、政府特別補佐人として議院の会議又は委員会に出席させることができることとなった。その後、原

子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）による国会法第六十九条の改正により、原子力規制委員会委員長が政府特別補佐人に加えられた。

参照 三三二号、諸表一九

## 二四八 会計検査院長及び検査官の出席要求は、委員長から直接これをを行うのを例とする

会計検査院長及び検査官の出席要求は、成規の手續を省略して、委員長から直接これを行うのを例とする。

また、会計検査院事務総局の職員から説明を聴取する必要があるときは、説明員として委員長から出席発言を求めるのを例とする。

## 二四九 最高裁判所長官の指定した代理者の発言は、委員長におい

てこれを許可するのを例とする

最高裁判所長官の指定した代理者の発言は、委員会に諮ることなく、委員長においてこれを許可するのを例とする。

また、最高裁判所長官の指定した代理者以外の最高裁判所職員について、説明員として委員長においてその発言を許可した例がある。

なお、最高裁判所長官は、毎会期の始めにその代理者を指定し、これを議長に通知するのを例とする。

(注) 最高裁判所長官が委員会に出席説明した例はない。

## 二五〇 政府参考人の出席要求は、委員会において議決し、委員長

からこれを行う

委員会は、行政に関する細目的又は技術的事項について審査又は調査を行う場合において、必要があると認めるときは、政府参考人の出席を求め、その説明を聴く。

政府参考人の出席要求は、委員会において議決し、委員長からこれを行う。

参照 三三三三号

二五二 国会職員の出席発言は、委員長からこれを求めるのを例とする

事務局、法制局及び国立国会図書館の職員その他の国会職員から説明を聴取する必要があるときは、委員長から出席発言を求めるのを例とする。

二五二 国務大臣等の発言中に不穏当な言辞があると思われる場合に、委員長が調査の上処置する旨を告げ、調査の結果、不穏当な箇所を提供する会議録に掲載しなかつた例

委員会における国務大臣等の発言中に不穏当な言辞があると思われる場合に、委員長が速記録を調査の上処置する旨を告げ、調査の結果、不穏当な箇所を提供する会議録に掲載しなかつた例がある。そ

国第四八条  
規第五一条  
第五八条  
「国第五四  
の四」条

の例を挙げれば次のとおりである。

第五十五回国会農林水産委員会（昭和四十二年六月二日）において、農林水産政策に関する調査に当たり、農林大臣倉石忠雄君の発言の後、議事が紛糾したため、委員会を休憩し、倉石農林大臣の発言について同大臣の意向を聴取した上、その取扱いについて協議を行った。再開後、委員長野知浩之君は「先ほどの渡辺君の質疑に対する倉石農林大臣の答弁中に不適當な点がございましたので、速記録を調査の上、委員長において適当に措置いたします。」と述べ、調査の結果、不適當な箇所を提供する会議録に掲載しなかった。

第七十回国会予算委員会（昭和四十七年十一月九日）において、昭和四十七年度一般会計補正予算（第1号）外二件の審査に当たり、内閣総理大臣田中角榮君の発言の後、議事が紛糾したため、委員会を休憩し、理事会において、田中内閣総理大臣の発言の取扱いについて協議を行った。再開後、委員長大竹平八郎君は「先ほど来の内閣総理大臣の発言中誤解を招く発言がございますならば、速記録を調査の上善処したいと思えます。」と述べ、翌十日の委員会において、委員長は「昨日の田中総理大臣の発言につきまして、速記録を調査いたし、かつ政府の意向を聴取いたしました結果、不適當な部分がございますので、これを取り消すことにいたしました。」と述べ、不適當な箇所を提供する会議録に掲載しなかった。

第七十二回国会商工委員会（昭和四十八年十二月十九日）において、石油需給適正化法案の審査に当たり、通商産業大臣中曾根康弘君の発言について、委員長剣木亨弘君は「本日午前の阿具根委員の質疑に対する通産大臣の答弁中若干穩当を欠く発言があり、先刻大臣もこれをお取り消しになりました。この発言につきましては、委員長において速記録を調査の上、適当に処置いたしました」と述べて、調査の結果、不穩当な箇所を提供する会議録に掲載しなかった。

第八十四回国会予算委員会（昭和五十三年三月二十五日）において、昭和五十三年度一般会計予算外二件の審査に当たり、農林大臣中川一郎君の発言について、委員長鍋島直紹君は「先ほどの立木君の質疑に対する農林大臣の答弁の中に不穩当な箇所があったやの指摘がありましたので、委員長は速記録を調査の上、理事会において協議をいたしたいと思えます。」と述べ、理事会において協議を行ったところ、取扱いを委員長に一任することに決したため、四月一日の委員会において、委員長は「去る三月二十五日の立木洋君の質疑に対する中川農林大臣の答弁につきましては、理事会において速記録を調査いたしましたところ、不適當な箇所があると認めましたので、委員長はこの部分を取り消すことにいたします。」と述べ、不穩当な箇所を提供する会議録に掲載しなかった。

第四百四十回国会環境特別委員会（平成九年五月二十一日）において、環境影響評価法案の審査に当

たり、環境庁長官石井道子君の発言の後、議事が紛糾したので、委員長渡辺四郎君は「先ほどの長官の発言もありましたが、これは議事録を精査して、理事会で責任を持って取り消す部分を取り消すということで実施をしていきたいと思えますから、協議させてもらいます。」と述べ、後日理事懇談会において協議を行い、同月二十八日の委員会において、委員長は「去る二十一日の委員会における山下栄一君の質疑に対する石井環境庁長官の答弁につきましては、速記録を調査し、不適當な箇所について取り消すことといたしました。」と述べ、不適當な箇所を提供する会議録に掲載しなかった。

第四百十五回国会行財政改革・税制等に関する特別委員会（平成十一年七月二日）において、内閣法の一部を改正する法律案外十七件の審査に当たり、総務庁長官太田誠一君の発言について、委員長吉川芳男君は「ただいま伊藤理事から総務庁長官の発言について御指摘がありましたので、その取り扱いは理事会で協議することといたします。」と述べ、再開後の委員会において、委員長は「伊藤理事から、依田委員に対する答弁の際、太田総務庁長官の発言中、不適切な言辞があるとの御指摘がありました。この取り扱いについて理事懇談会で協議の結果、当該部分を削除することといたします。」と述べ、不適當な箇所を提供する会議録に掲載しなかった。

第四百五十五回国会総務委員会（平成十四年十一月二十一日）において、行政手続等における情報通



信の技術の利用に関する法律案外二件の審査に当たり、総務大臣片山虎之助君の発言について、委員長山崎力君は「先ほどの片山大臣の発言中に不適切と認められる言辞があつたように思われますので、後刻速記録を調査の上、適当な措置を取ることといたします。」と述べ、調査の結果不穏当な箇所を提供する会議録に掲載しなかつた。

第百八十六回国会外交防衛委員会（平成二十六年五月二十九日）において、外交、防衛等に関する調査のうち安全保障の法的基盤の再構築に関する件の調査に当たり、内閣官房副長官世耕弘成君の発言について、委員長末松信介君は「福山哲郎君から、ただいまの世耕内閣官房副長官の発言中に不穏当な言辞があるとの御指摘がありました。委員長といたしましては、後刻速記録を調査の上、適当な処置をとることといたします。」と述べ、調査の結果、不穏当な箇所を提供する会議録に掲載しなかつた。

第四十三回国会大蔵委員会（昭和三十八年六月十三日）において、金融緊急措置令を廃止する法律案の審査に当たり、説明員羽山忠弘君の発言の後、委員西川甚五郎君が、羽山刑事課長の発言中に不穏当な言辞がある旨を述べたところ、委員長佐野廣君は「それでは、先ほど西川委員御指摘の点につきましては、委員長におきまして会議録を調査の上、適当な処置をとることにいたします。」と述べ、調査の結果、不穏当な箇所を提供する会議録に掲載しなかつた。

また、国務大臣等の発言につき、委員長が理事と協議の結果、不穏当な言辞があると認め、直ちに発言の取消しの措置を採る旨述べ、これを提供する会議録に掲載しなかった例もある。その例を挙げれば次のとおりである。

第一百七十六回国会予算委員会（平成二十二年十月十四日）において、予算の執行状況に関する調査に当たり、内閣官房長官仙谷由人君の発言について、委員長及び理事が協議した後、委員長前田武志君は「ただいまの仙谷官房長官の発言中に不適切な言辞があるとの御指摘がありました。……は速記録から抹消いたします。」と述べ、不穏当な箇所を提供する会議録に掲載しなかった。第八十回国会予算委員会（昭和五十二年四月十五日）において、昭和五十二年度一般会計予算外二件の審査に当たり、政府委員真田秀夫君の発言について、委員長及び理事が協議した後、委員長小川半次君は「先ほどの真田法制局長官の答弁の中で……言葉を使っておりましたが、不穏当でございますので、委員長はこれを速記録から削除いたさせます。」と述べ、不穏当な箇所を提供する会議録に掲載しなかった。

なお、国務大臣等の発言につき、委員長が当日の委員会において調査の上処置する旨の発言を行わなかったが、その後理事と協議の結果、不穏当な言辞があると認め、後日の委員会においてその発言の取消しの措置を採る旨を述べ、これを提供する会議録に掲載しなかった例もある。その例を挙げれば

次のとおりである。

第七十五回国会決算委員会（昭和五十年二月五日）において、昭和四十七年度決算外二件の審査に当たり、委員長前川旦君は議事に先立ち「去る一月二十一日、自治省、警察庁及び北海道開発庁審査の際、第二院クラブ市川房枝君の質疑に対し、自治大臣福田一君の答弁に不適当な発言と認められる部分があり、福田自治大臣からも、この箇所について取り消す旨の発言もありましたが、委員長といたしましては、後刻速記録を調査の上処置を考えたいと思い、そのままいたしました。したが、その後理事会での協議、また速記録による調査の結果、福田自治大臣の発言中の一部分につきましてはやはり不適当な言辞と認め、委員長はこの部分を会議録から削除することといたします。」と述べ、不穏当な箇所を提供する会議録に掲載しなかつた。

第八十二回国会予算委員会（昭和五十二年十月二十日）において、昭和五十二年度一般会計補正予算（第1号）外二件の審査に当たり、同月十九日の同委員会における政府委員伊藤榮樹君の発言について委員長鍋島直紹君は「昨日の中村太郎君の質疑に対する法務省伊藤刑事局長の答弁について理事会において協議いたしました結果、委員長は不適当なる言辞があると認めましたので、その部分を取り消すことにいたします。」と述べ、不穏当な箇所を提供する会議録に掲載しなかつた。

第三百二十九回国会法務委員会（平成八年十二月十三日）において、委員長統訓弘君は議事に先立ち「去る五日、給与二法審査の際、菅野久光君の質疑に対する法務省山崎司法法制調査部長の答弁について理事会において協議いたしました結果、不適當な発言があると認めましたので、委員長はその部分を取り消すことにいたします。」と述べ、不穩當な箇所を提供する会議録に掲載しなかつた。

（注）発言者が自己の発言につき自らこれを取り消しても、委員長が不穩當な言辞があつたと認めその取消しを命じない限り、そのままこれを提供する会議録に掲載する。

参照 一二二五号、一二七五号、三〇六号

規第五九条  
（規第二五八条）  
「規第八〇条  
の八」

**二五三** 委員会において発言した國務大臣等から発言の訂正を求められたときは、委員長がこれを決する

國務大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官、政府特別補佐人その他委員会において発言した者は、会議録について、各議員への提供がなされた日の翌日の午後五時までに、発言の訂正を求めることができる。ただし、訂正は字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することができない。会議録の

訂正に対して委員が異議を申し立てたときは、委員長は、討論を用いしないで委員会に諮りこれを決する定めである。

委員会において発言した国務大臣等から発言の訂正を求められたときは、必要に応じ理事会に諮って、委員長がこれを決する。

(注) 1 発言の訂正は、会議録の電磁的記録が作成される前であれば訂正の上作成し、作成された後であれば次号以降の会議録の末尾に訂正部分を掲載する。

2 発言者が委員会において自己の発言につき自らこれを訂正する旨を述べても、委員長がこれを訂正として処置しない限り、そのままこれを会議録に掲載する。

参照 一二六号、三〇七号

